明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三九）　一

〔告　示〕

○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務三〇八）　一

○除籍が滅失した件（法務四三〇）　一

○日本国に帰化を許可する件（同四三一）　二

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五四二～一五五六）　二

○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の規定に基づく同号の事業者を指定する件（経済産業一二一一）　五

○登録講習機関を登録した件（国土交通九二九）　六

○航路標識に関する件（海上保安庁三九、四〇）　六

○道路に関する件（関東地方整備局二六六）　六

〔国会事項〕

内閣　警察庁　法務省　厚生労働省　六

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（中国地方交通審議会）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、国営勇知土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他　三

省　令

○厚生労働省令第百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第七号の三中「二〇㎎」を「三〇㎎」に改める。

別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第十一号の八中「二〇㎎」を「三〇㎎」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。